

東京湾岸警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

東京湾岸警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道357号	☆	60km	荒川河口橋上	京浜大橋上	6-22
2	晴海通り	☆	60km	東雲交差点	東雲橋上	16-18
3	明治通り	☆	60km	夢の島交差点	夢の島大橋上	6-10
4	三ツ目通り	☆	50km	辰巳交差点	七枝橋上	16-20
5	環二通り	☆	60km	有明北橋上	有明中央橋南交差点	20-0
6	臨港道路	☆	50km (60km)	京浜大橋北交差点 (中央防波堤交差点)	中央防波堤交差点 (新木場交差点)	6-20
7	臨港道路 (青海縦貫線)	☆○	50km	青海3丁目交差点	中央防波堤交差点	18-22
8	臨港道路 (東京湾岸アンダー線)	☆○	50km	港区台場2丁目1番先	湾岸アンダー出口交差点	7-11
9	都橋通り	○	50km	港区台場1丁目9番先	東雲1丁目交差点	7-16

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
7	臨港道路 (青海縦貫線)	大型車両が多数通行し危険であり、交通事故を防止するため。 (令和3年中死亡事故発生路線)
8	臨港道路 (東京湾岸アンダー線)	東京湾岸警察署管内の玄関口であり、早朝時間帯の交通事故を防止するため。
9	都橋通り	小学校の通学路であるとともに、小学校や地域住民等からの要望があり、通学時等の小学生児童等の交通事故を防止するため。(平成26年中死亡事故発生路線)

東京湾岸警察署管内における小学校周辺地区

小学校周辺地区

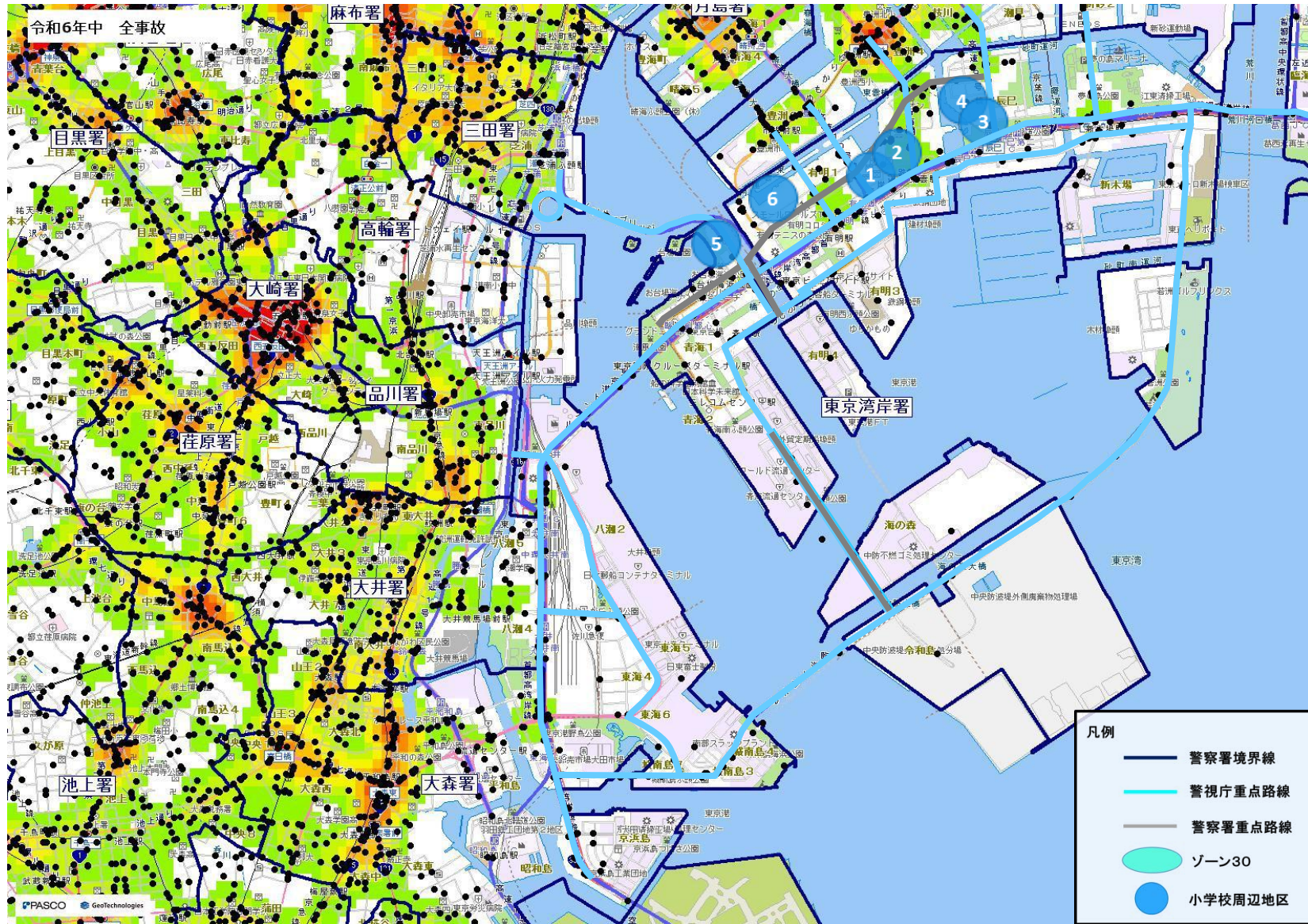
小学校(公立・私立等)の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	江東区立有明小学校	江東区有明2丁目周辺
2	江東区立東雲小学校	江東区東雲2丁目周辺
3	江東区立辰巳小学校	江東区辰巳1丁目周辺
4	江東区立第二辰巳小学校	江東区辰巳1丁目周辺
5	港区立港陽小学校	港区台場2丁目周辺
6	江東区立有明西学園	江東区有明1丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。
重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

東京湾岸警察署管内の速度取締り重点路線



※地図内の表示されている色については全事故の発生密度 (件 / km²)

15 ~ 120 ~